

知的障害者の定義及び療育手帳の交付に係る判定方法等の法制化を求める件

身体障害者福祉法では第4条で「身体障害者」を、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では第5条で「精神障害者」を定義している。ところが、知的障害者福祉法をはじめとする法令では、「知的障害者」について定義する規定が存在しない。

また、身体障害者を対象とする身体障害者手帳及び精神障害者を対象とする精神障害者保健福祉手帳が法律に基づき交付されているところ、知的障害者を対象とする療育手帳は、法令ではなく厚生事務次官通知に基づき都道府県知事、指定都市市長等がそれぞれ定めた実施要綱等の規程により、交付されている。

このため、療育手帳の交付に係る知的障害の程度の判定方法や区分が自治体によって異なっており、療育手帳保持者が他の自治体に転居した際に、障害自体に変更が無いにもかかわらず当該判定や区分に変更が生じる可能性がある。

よって、国会及び政府におかれては、国際的な知的障害の定義、自治体の負担等を踏まえた判定方法や認定基準の在り方についての検討を進め、知的障害者の定義及び療育手帳の交付に係る知的障害の判定方法や認定基準を法令で規定することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官 様

仙台市議会議長 赤間次彦